

県南広域振興局長告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年6月8日

県南広域振興局長 細川倫史

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500696	有限会社セイコウ義肢製作所	セイコー福祉用具センター	花巻市東宮野目第1地割79番地16	平成30年5月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500837	有限会社セイコウ義肢製作所	セイコー福祉用具センター	花巻市東宮野目第1地割79番地16	平成30年5月31日